

国立大学法人評価委員会の会議の公開に関する規則(案)

国立大学法人評価委員会令(平成十五年政令第四百四十一号)第十一条の規定に基づき、国立大学法人評価委員会の会議の公開に関する規則を次のように定める。

(趣旨)

第一条 国立大学法人評価委員会(以下「委員会」という。)の会議の公開の手續その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、国立大学法人評価委員会運営規則(平成十五年 月 日国立大学法人評価委員会決定。以下「運営規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(会議の傍聴)

第二条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省高等教育局高等教育企画課の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者(次項において「登録傍聴人」という。)は、委員長が許可した場合を除き、会議の開始後に入場し、又は会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(会議資料の公開)

第三条 委員長は、委員会の会議において配付した資料を公表しなければならない。ただし、運営規則第五条第一項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、委員長が委員会に諮って当該資料を非公開とすることができる。

(議事録の公表)

第四条 委員長は、委員会の会議の議事録を作成し、これを公表しなければならない。ただし、運営規則第五条第一項ただし書の規定により会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、この限りではない。

(議事要旨の公開)

第五条 事務局は、委員会の会議の議事要旨を作成し、原則としてこれを公表するものとする。

附 則

この規則は、委員会の決定の日(平成十五年 月 日)から施行する。